

# 地方分権改革の今後の方向性について（案）

—提案募集方式の導入以後10年の総括と展望—

---

令和5年11月16日  
地方分権改革有識者会議

# 目次

1	序論	1
2	10年の総括	4
	(1)平成26年の「総括と展望」の概要等	4
	(2)提案募集方式の導入・推進	6
	①取組の概説	6
	②提案募集方式の10年の成果等	7
	③小括	25
	(3)効率的・効果的な計画行政の推進	28
	(4)改革の成果の継続的・効果的な情報発信	31
	(5)国と地方の協議の場	32
3	今後の対応の方向性	33
	(1)継続して対応すべき事項についての方向性	33
	(2)課題と対応の方向性	38
	①「住民参加」の視点の重視	38
	②他の類似分野への面的な見直しの展開	44
	(3)今後の地方分権改革	47

# 地方分権改革の今後の方向性について（案）

## 1 序論(1/3)

- 地方分権改革は、国会における「地方分権の推進に関する決議」から30年、「提案募集方式」を導入してから10年目の節目を迎えた。これまで、国と地方との関係を、上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換するとの理念を掲げ、機関委任事務の廃止や義務付け・枠付けの見直しなど数多くの具体の取組を行ってきた。また、平成26年からは、それまでの成果を基盤として、「個性を活かし自立した地方をつくる」ことを目指し、地方から制度改革に関する提案を求める「提案募集方式」を導入しており、本方式による改革の取組は10年にわたって進められてきた。
- 加えて、「提案募集方式」による提案の状況等を踏まえ、国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するための取組を、同方式による取組とは別に行ってきた。
- わが国では、出生数が80万人を下回りすべての都道府県で人口が減少するなどの動きがみられ、2040年頃にかけて人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎えることが見込まれている。
- 一方で、その頃にかけて、人口増加期に集中的に整備したインフラが老朽化し、更新需要が高まる反面、負担を分かち合う住民が減少するとともに、維持管理・更新のための必要な人材が減少することが見込まれる。

## 1 序論(2/3)

- 他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、人や組織、地域がデジタル技術を活用してつながり合うデジタル社会の可能性が広く認識されるに至っているほか、人々の働き方や生き方の変化・多様性が進んできている。
- これらの変化により、行政サービスの内容や提供方法についても見直しが求められるなど、これまでになかった課題が顕在化することが見込まれる。  
そして、このような変化・課題の現れ方は、地域ごとに大きく異なることも予想される。
- そのような中であっても、将来にわたり、生活を支える行政サービスを持続的に提供していくことが求められるところであり、その持続可能性を保つには、住民に身近で、地域課題に総合的に対応する地方公共団体の役割はますます重要となる。
- もとより、地方分権は、地域が自らの発想と創意工夫により問題解決を図るための基盤となるものである。そして地方分権改革は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するため、住民に身近な行政は、住民に身近な地方公共団体が自主的かつ総合的に担い、地域の諸課題に対応できるようにする改革であり、社会情勢が変化しても、こうした地方分権改革の意義は変わらない。

## 1 序論(3/3)

- その上で、地方公共団体を取り巻く社会情勢の変化や課題を踏まえつつ、これからの時代にふさわしい国と地方の役割分担やその連携の構築など、時代に即した地方分権改革へとその歩みを着実に進め、バージョンアップを図っていく必要がある。
- こうした問題認識の下、提案募集方式の導入以後10年の取組を総括するとともに、今後の方向性を展望し、今後の地方分権改革に反映させることとする。

## 2 10年の総括

### (1) 平成26年の「総括と展望」の概要等(1/2)

- 平成26年6月、地方分権改革有識者会議として、それまでの20年の国と地方の取組を振り返り、地方分権改革の今後の進むべき方向を明らかにする観点から、「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」をとりまとめた。その概要は以下のとおりである。
- 平成7年から平成26年までの間の地方分権改革の取組を、以下のとおり総括
  - ① 地方分権型行政システムの確立という地方分権改革の理念の構築
  - ② 委員会からの勧告を背景としつつ、国が主導する形で、期限を区切って集中的な取組を実施することにより相応の成果
  - ③ 権限移譲や規制緩和を網羅的に推進すること等により、地方全体に共通する基盤を確立
- 以上の総括を踏まえ、求められる改革の位置付けを以下のとおり整理
  - ① 地方分権改革を単に中央集権型行政システムの課題を解決するための手段と捉えるのではなく、日本の再生、豊かな国民生活の実現という理念を掲げて取り組むべき
  - ② 国が主導する短期集中型の改革スタイルから、地域における実情に精通した地方の発意に根差した息の長い取組を行う改革スタイルへの転換（提案募集方式の導入）
  - ③ 地方の多様性を重んじた取組（手挙げ方式の導入）
  - ④ 住民自治の拡充等により、住民と地方公共団体について、自治の担い手としての強化を図る必要

## 2(1)平成26年の「総括と展望」の概要等(2/2)

⑤ これまでの改革の成果をもとに、(国・地方ともに、)情報発信を継続的かつ効果的に展開。その際、住民が改革の成果を実感でき、地方分権改革に主体的に関わるようになることが望まれる。

- このとりまとめを受け、平成26年以降、「提案募集方式」の導入及びその活用促進を図るための取組や、効果的な情報発信などが進められてきた。その進捗状況等を次項以下で見えていく。

## 2 10年の総括

### (2) 提案募集方式の導入・推進(1/22)

#### ①取組の概説

- 「提案募集方式」は、地方がイニシアチブを発揮しつつ、引き続き地方分権改革を推進する観点から、個々の地方公共団体からの意見を広く取り上げ、全国的な制度改正等につなげ、改革を着実に推進するシステムとして、平成26年に導入された手法である。
- 具体的には、毎年、地方公共団体等から寄せられた提案について、地方分権改革有識者会議に設置された提案募集検討専門部会における調査審議を経つつ、内閣府と関係府省の間で調整が行われ、一定の結論が得られたものにつき、「地方からの提案等に関する対応方針」として、年末頃に閣議決定が行われている。  
その後、法律改正により措置すべき事項については、関連する複数の法律を一度に改正するための法律案（いわゆる地方分権一括法案）が内閣から国会に提出され、国会での審議・成立を経て施行されている。政省令等により措置すべき事項についても、並行して、順次、改正等の対応がなされている。
- また、本方式を導入して5年が経過したことを契機として、地方分権改革有識者会議での議論を踏まえ、令和2年以後、類似する制度改正等を一括して検討するための「重点募集テーマ」の設定をはじめ、提案に先立つ内閣府への事前相談の内容について各地方公共団体に情報提供し、同様の支障事例や賛同する意見の掘り起こしにつなげる取組や、提出様式の見直しなどが行われ、本方式の充実が図られてきた。



## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(2/22)

### ②提案募集方式の10年の成果等

#### ア 提案状況

- 提案件数については、平成26年から令和5年までの10年間で、3,521件の提案が寄せられた。本方式の開始年にあたる平成26年の件数が953件であったところ、翌年以降は、毎年、概ね200～300件で堅調に推移している。
- 提案団体に着目すると、まず、提案団体数については、令和元年まで増加傾向で推移した後、220～270団体で毎年推移している。累計では、令和5年に758の団体に上る。また、提案団体類型別にみると、まず、都道府県については、毎年、ほぼすべての団体から提案が出されている。次に、市区町村については、令和元年まで増加傾向で推移した後、概ね、200団体前後で毎年推移している。提案市区町村の累計は、着実に増加してきており、令和5年に711の団体(市区町村全体の約4割)となっているが、町村に限定すると、全体の3割弱にとどまっている。
- 提案内容に着目すると、以下のとおり、住民生活に密着した、地域が直面する課題に根差した提案が、幅広い分野において多く提案されている。
  - 提案類型別(目的別)にみると、事務・権限の移譲については、総じて減少傾向にある。他方、規制緩和については、平成27年以降、概ね、250件前後で堅調に推移している。

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(3/22)

### ②提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### ア 提案状況 [つづき]

- 提案分野別にみると、幅広い分野にわたり提案がなされており、中でも医療・福祉分野に関するものが全体の約29%と最も多くなっている。当該分野のうち、「こども・子育て」に関する提案が一定の割合を占めている。
- 一方で、令和2年以降、分野横断的な取組を全体的に推進する観点から、毎年、設定されている「重点募集テーマ」に該当する提案についてみると、例えば、「計画策定等」に関するものが令和3年及び令和4年の合計で101件、「デジタル化関係」に関するものが令和2年及び令和4年の合計で82件となっており、毎年、一定の割合を占めている。

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(4/22)

### ② 提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況

- 平成26年から令和4年までの間に、地方から寄せられた3,291件の提案のうち、関係府省と調整を行った2,095件について、提案が実現するなど対応できるものの割合は約8割(1,688件)にのぼる。
- これらのうち、法律の改正により措置することとされたものについては、毎年、地方分権一括法等により、国会での審議・成立を経て施行されている。
- また、毎年、政府において、地方からの具体的な提案に対する対応の方針をとりまとめ閣議決定がなされている「地方からの提案等に関する対応方針」において、「引き続き検討する」旨の記載がなされた事項については、内閣府において、定期的にフォローアップを行い、公表されており、関係府省による措置が行われるまで、進捗状況に関する調査がなされている。
- これまで、幅広い分野にわたる、住民に身近な課題に係る提案について、きめ細かく実現されてきたといえる。  
また、権限移譲については、移譲する事務・権限の性質等に応じて、いわゆる「手挙げ方式」(注: 全国一律の移譲が難しいなどの場合に、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を可能とするものをいう。)の活用もなされてきた。
- 以下で、具体的に概観する。

# 地方分権改革の今後の方向性について（案）

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(5/22)

### ② 提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況 (ア) 分野別の対応状況

##### 【医療分野】

医薬品等に関し国から都道府県への権限移譲が進むとともに、専門人材の確保の困難等を背景に、医師の常勤要件等の明確化が図られた。また、離島等において医師が不在となる場合にも薬剤を患者に提供できるよう、規制緩和が図られた。

(主なもの)

- ・承認基準のある医薬品製造販売の承認権限や麻薬小売業者間での医療用麻薬の譲渡に関する許可権限が都道府県へ移譲された。
- ・専門人材確保の困難等を背景に、へき地診療所における管理者の常勤要件やへき地における薬局の管理薬剤師の兼業許可要件が明確化された。その結果、例えば、島根県では、常勤管理者が不在になった複数の診療所で、他の病院に在籍する医師を管理者として認め、診療所を存続することが可能となり、地域の医療体制の維持が図られている。
- ・離島等の診療所において、荒天等で医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合に、当該診療所に在庫している薬剤を患者に提供できるよう、調剤等に関する規制が緩和された。

##### 【福祉分野】

福祉分野においては、施設の設置・運営基準が多く設けられているが、地域の実情に応じ、基準の見直しや運用上の改善が多くなされた。中核市への権限移譲が進むとともに、施設の合築、共用化に資する措置が講じられた。また、住民負担の軽減に資する改善も図られた。

加えて、地域の子育て支援環境の充実に資するよう、子育て支援活動支援事業について要件緩和等がなされた。

(主なもの)

- ・幼保連携型以外の認定こども園の認定事務等が都道府県から指定都市及び中核市へ、介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限が都道府県から中核市へ移譲されるなど、中核市への権限移譲が進んだ。

# 地方分権改革の今後の方向性について（案）

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(6/22)

### ②提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況 (ア)分野別の対応状況 [つづき]

##### 【福祉分野】 [つづき]

(主なもの)

- ・小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準が「従うべき基準」から「標準」に見直され、市町村が独自に基準を定めることが可能となった。
- ・社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合に、当該施設の用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととされた。
- ・生活保護部局からの通知等により、国民健康保険の被保険者が生活保護の受給を開始したことを確認できる場合には、市区町村の判断で、国民健康保険の資格喪失に係る世帯主からの届出の省略が可能となった。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、登録人数の要件が緩和されるとともに、子どもの預かり場所に関し、公的な場所やセンターが借り上げた施設での預かりも可能であることが明確化された。その結果、例えば、高知県では、平成29年に5施設だったファミリーサポートセンターが、令和4年度末には13施設に増加するなど、子育て支援環境の充実につながった。

##### 【教育・文化分野】

文化財保護や公立社会教育施設の所管を地方公共団体の判断により選択することが可能となった。また、当該施設の活用範囲の柔軟化も図られた。オンデマンド教材の活用などICTの進展に対応した措置も講じられた。

(主なもの)

- ・文化財保護に関する事務や公立社会教育施設の所管について、一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により教育委員会から首長部局に移管することが可能となった。
- ・指定都市による特別支援学校の設置について都道府県の認可制度が廃止され、事前届出となった。
- ・地方公共団体等が所有する施設を、専門職大学がスポーツ施設として利用できることの明確化が行われた。
- ・高等学校におけるオンデマンド教材を活用した授業の実施要件が明確化された。

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(7/22)

### ②提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況 (ア)分野別の対応状況 [つづき]

##### 【環境分野】

水環境・自然環境の保全に係る国の関与が縮小されるとともに、地球温暖化対策の推進に関する計画等について、一体的に策定可能であることが明確化された。

(主なもの)

- ・水質汚濁防止法に基づく総量削減計画を都道府県知事が策定する場合の環境大臣への協議に係る同意が廃止された。
- ・国定公園内の特別地域における一定の行為に対し都道府県知事が許可を行う場合の環境大臣への協議について廃止された。
- ・環境省等所管の28本の法律に基づく45種類の立入検査等の際に携帯する身分証明書全ての統合及び地方公共団体が条例で独自に定める身分証明書の統合を可能とすることにより、迅速な立入検査、事務負担の軽減が実現された。
- ・大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視のための測定地点数の基準が緩和された。
- ・地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画について、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定可能であることが明確化された。

##### 【衛生分野】

人口減少に伴う水の需要の減少、インフラへの負担の増大等を背景に、水道事業に係る見直しが行われた。空き家の有効活用等の観点から、旅館業法の適用外となる場合の明確化等が図られた。また、海外で火葬した焼骨の埋葬許可証の発行主体の明確化等も図られた。

(主なもの)

- ・都道府県内で水利調整が完結する水道事業等の認可・監督権限が、業務の監視体制を十分に整える都道府県に対し、手挙げ方式で移譲された。

# 地方分権改革の今後の方向性について（案）

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(8/22)

### ②提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況 (ア)分野別の対応状況 [つづき]

##### 【衛生分野】 [つづき]

(主なもの)

- ・水道事業の給水区域を縮小する場合の手續及び許可基準が明確化された。
- ・地方における空き家対策、都市農村交流に資するため、空家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化等が図られた。
- ・海外で火葬した焼骨の埋葬許可証の発行主体の明確化等が図られた。
- ・犬の登録原簿の内容をより適正なものとするため、犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合やその犬が国外に所在することが明らかな場合等に、市町村長の職権により登録を消除することが可能となった。
- ・指定給水装置工事事業者の指定申請に係る事務において、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることが可能となり、申請者は住民票の写しの添付が不要となった。

##### 【雇用・労働分野】

長年の課題であったハローワークの地方移管については、ハローワーク特区での実証等を経て、「地方版ハローワーク」の創設等が行われ、これにより地方公共団体の施策と一体となった就労支援が可能になった。また、災害時に薬剤師が支援活動を行うための派遣行為について、労働者派遣事業には該当せず、労働関連法令に抵触しないことの明確化がなされた。

(主なもの)

- ・「地方版ハローワーク」として、地方公共団体が民間事業者とは異なる公的な立場で無料職業紹介を実施することが可能とされ、民間事業者と同列に課されている規制や監督が廃止された。国のハローワークの求人・求職情報のオンライン提供を受けることが可能とされたほか、地方公共団体と国との連携を強化する枠組みが構築された。

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(9/22)

### ②提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況 (ア)分野別の対応状況 [つづき]

##### 【雇用・労働分野】 [つづき]

(主なもの)

- ・災害時に薬剤師が支援活動を行うための派遣行為について、労働者派遣事業には該当せず、労働者派遣法等の労働関連法令に抵触しないことが明確化された。
- ・地方公共団体の会計年度任用職員について、勤勉手当の支給が可能となった。

##### 【産業振興分野】

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限が都道府県に、火薬類取締り、高圧ガス保安に係る事務・権限が指定都市に移譲された。工場立地法の緑地面積率等に係る条例の制定等の権限が町村に移譲された。

また、各種申請の手続についてオンライン化が図られた。

(主なもの)

- ・事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局等の所管に係るもの）が都道府県に移譲された。
- ・工場立地法の緑地面積率等の基準を定める権限が都道府県から町村へ移譲された。併せて特定工場の新設届出を受理する権限等が都道府県から町村へ移譲された。
- ・中小企業向けのセーフティネット保証制度に係る認定申請手続がオンライン化された。
- ・災害時に薬剤師が支援活動を行うための派遣行為について、労働者派遣事業には該当せず、労働者派遣法等の労働関連法令に抵触しないことが明確化された。
- ・地方公共団体の会計年度任用職員について、勤勉手当の支給が可能となった。



## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(10/22)

### ② 提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況 (ア) 分野別の対応状況 [つづき]

##### 【消防・防災・安全分野】

大規模災害発生時の広域応援体制の充実や住家被害認定の迅速化等の災害対応の見直しが実現した。また、地域の実情を踏まえた災害援護資金の運用を可能とするとともに、地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和が行われた。さらに、空き家対策のための迅速な対応を可能とする見直しがなされた。

(主なもの)

- ・被災都道府県から応援要請のあった都道府県と区域内市町村が一体となって被災市町村への支援を行うことの明確化や住家の被害認定調査について航空写真等の活用等による効率化・迅速化が図られた。その結果、例えば、北海道胆振東部（いぶりとうぶ）地震や大阪北部地震において、被害認定調査を迅速かつ効率的に行うことができ、罹災証明書の早期交付につながった。
- ・災害援護資金について、市町村の判断により、貸付利率の引下げ、月賦償還、保証人不要の措置を講じることが可能となった。
- ・救急隊の編成について、過疎地域等において救急自動車1台並びに救急隊員2人以上及び准救急隊員1人以上をもって編成することが可能となった。その結果、例えば、愛媛県西予市では、24時間体制で救急隊の配置ができるようになった。
- ・罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、地方公共団体が固定資産課税台帳等から住家等に関する情報を利用することを可能となった。
- ・空き家の所有者の特定のために、戸籍謄本等の公用請求を行う場合に、戸籍情報連携システムを利用して情報を取得することを可能とすることにより、管理不全空き家に対して速やかに改善依頼や勧告を行うことが可能となった。

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(11/22)

### ② 提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況 (ア) 分野別の対応状況 [つづき]

##### 【運輸・交通分野】

道路への鉄道線路の敷設の許可に係る事務・権限等について、都道府県から指定都市に移譲された。

また、コミュニティバスの導入及び運行に当たり、地域の実情に応じた対応を可能とするための見直しが行われた。加えて、人口減少等を背景に、一定の地域において運輸サービスの維持が図られるよう、地域ごとに柔軟な判断を可能とする規制緩和が行われた。

(主なもの)

- ・一の指定都市内で完結する軌道に係る事務・権限及び指定都市の区域内に存する道路への鉄道線路の敷設の許可に係る事務・権限が、都道府県から指定都市に移譲された。
- ・地域公共交通会議等の運用改善やコミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化等が図られるとともに、鉄道事業者・バス事業者の事業報告書等の情報を希望する地方公共団体に提供する仕組みも構築された。
- ・貨客混載の関係では、乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とする見直しやその対象地域の拡大、自家用有償旅客運送による少量貨物運送の手続の見直しが行われた。
- ・自家用自動車を活用した貨物の有償運送に係る許可について、輸送実態に合わせた繁忙期の期間の見直しが行われた。

# 地方分権改革の今後の方向性について（案）

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(12/22)

### ② 提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況 (ア) 分野別の対応状況 [つづき]

##### 【土木・建築分野】

高齢化の進行や建物の老朽化等を背景に、公営住宅について、地域の実情に応じた対応を可能とするための見直しが行われた。また、建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検資格に関する見直しなどがなされた。

(主なもの)

- ・公営住宅を集約化する場合の現地に近接する土地への建替えを公営住宅建替事業の対象とする見直しのほか、公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準を条例で定めることを可能とする見直し等が行われた。
- ・建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検資格としていた実務経験を登録までに得れば足りることとするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者から任命することが可能とされた。
- ・2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の策定・変更について、国への協議を廃止し届出とする等の見直しが行われた。
- ・一級建築士、宅地建物取引業、不動産鑑定業等の許可申請等に係る都道府県経由事務が廃止された。

##### 【農業・農地分野】

第2次分権改革の残された課題であった農地転用に係る事務・権限について、都道府県等に移譲されるなど、手続きの迅速化等が図られた。また、農業委員会に係る基準の緩和がなされた。

(主なもの)

- ・2ha超4ha以下の農地転用に係る事務・権限については国への協議を廃止した上で、4ha超の農地転用に係る事務・権限については国への協議を付した上で都道府県に移譲された。併せて農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の事務・権限が移譲された。その結果、例えば、長崎県諫早市や長野県飯田市では、農地転用許可に係る事務処理期間が約4割短縮されるなど、申請者の利便性の向上につながった。

# 地方分権改革の今後の方向性について（案）

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(13/22)

### ②提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況 (ア)分野別の対応状況 [つづき]

##### 【農業・農地分野】 [つづき]

(主なもの)

- ・農地中間管理機構による農地の借入と受け手への転貸を市町村の農用地利用集積計画の策定のみで一括して行うことができる仕組みの構築や農用地利用配分計画の縦覧の廃止等が行われた。
- ・農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和や、農業共済組合連合会がない都道府県における都道府県農業共済保険審査会の必置義務の見直しが行われた。
- ・農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることを定める法定の要件について、これを満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準が緩和された。
- ・豚熱ワクチン接種について、家畜防疫員に加えて、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす民間獣医師も実施可能となった。

##### 【土地利用分野(農地を除く)】

人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、より地域の実態に即した施設整備が可能となるよう、都市公園や開発許可に係る公園等の確保に関する制度の見直し等が行われた。また、地域森林計画に係る国の関与の縮小や、地籍調査の際の情報連携についての見直しなどがなされた。

(主なもの)

- ・全国一律に政令で定めていた都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合の上限（50%）について、「参酌すべき基準」とされた。
- また、都市公園内に児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能なことや、公園管理者である地方公共団体が、都市公園の廃止が存続する場合と比較し公益上重要であると客観性を確保しつつ慎重に判断した場合、廃止できることの明確化が図られた。

# 地方分権改革の今後の方向性について（案）

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(14/22)

### ② 提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況 (ア) 分野別の対応状況 [つづき]

#### 【土地利用分野(農地を除く)】 [つづき]

(主なもの)

- ・町村の都市計画決定に係る都道府県の同意が廃止された。
- ・保安林の解除に関し、一定の条件の下で協議に係る同意が廃止された。また、地域森林計画の一定の事項の変更等に係る農林水産大臣への協議を廃止し届出とする見直しが行われた。
- ・地籍調査の際に地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることが可能となった。
- ・地籍調査における筆界の確認について、リモートセンシングデータ活用等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等が行われた。

#### 【その他】

選挙関係事務の円滑化を図るための見直しや、基幹統計調査に係る事務について効率化を図るための明確化などがなされた。

(主なもの)

- ・被選挙権の有無の確認作業を円滑に行うため、地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」が追加された。
- ・住宅・土地統計調査の調査票の配布・取集等に関する事務について、事務処理特例条例により市町村に事務が移譲されることで、市町村単位で民間委託が可能であることが明確化された。
- ・地方版総合戦略について地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するように手引きが改定されるとともに、地域再生計画及び実施計画等について様式の一体化や提出窓口の一本化等がなされた。

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(15/22)

### ②提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況 (イ)分野横断的な対応の状況

##### 【権限移譲】

- 国から地方への権限移譲については、従来、国の許可又は協議が必要だった農地転用権限の地方への権限移譲が行われたほか、「地方版ハローワーク」の創設が行われた。
- 都道府県から指定都市等への権限移譲については、液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限、軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・立入検査等に係る事務・権限についての移譲が挙げられる。
- また、「手挙げ方式」を活用した権限移譲としては、水道事業等の認可、移動通信用鉄塔施設整備事業における一定の範囲の財産処分の届出受理権限などが挙げられる。「地方版ハローワーク」も各地方公共団体の判断で実施可能とされた。

##### 【規制緩和】

- 国が定める画一的な方針から、現場の実情に合わせた柔軟な選択を可能としたり、住民の利便性を向上させたりするなどの見直しがなされた。その内容は、「従うべき基準」の見直しや計画策定の廃止等、基準・解釈等の明確化など、多岐にわたる。

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(16/22)

### ②提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況 (イ)分野横断的な対応の状況 [つづき]

##### 【規制緩和】 [つづき]

- 「従うべき基準」については、参酌基準化されたものや、小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準の見直しのように「標準」とされたものもあるが、多くは、現場の実態に対応するため基準の内容を改正することにより対応がなされた。
- また、計画策定の廃止等については、公立大学法人の年度計画等が廃止されたことや、子ども読書活動推進計画に関し、地方の判断により、他の計画をもって代用することが可能であることが明確化されるなど、一定の成果が積み重ねられてきた。

##### 【業務効率化】

- 申請方法、申請書類や添付書類の見直し、調査における項目や実施方法の見直し等、行政事務の効率化・迅速化に資する提案も多く出され、デジタル技術の活用や解釈の明確化等による見直しが実現した。その結果、住民負担の軽減につながるものもあった。
- 加えて、複数の分野で、計画等の策定に関する見直しをはじめ、都道府県経由事務の廃止、マイナンバーによる情報連携、公金の徴収・収納方法の見直し等の提案が出され、実現した。

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(17/22)

### ②提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### イ 対応状況 (イ)分野横断的な対応の状況 [つづき]

##### 【補助金に関する見直し】

- 補助金については、地域の実情に応じた補助要件の緩和、申請書類の簡素化(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助など)、早期交付の実施(医療施設運営費等補助金など)等の見直しが行われた。



## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(18/22)

### ②提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### 【ウ 提案のすそ野の拡大、提案内容の深化のための取組の状況】

■ 提案のすそ野の拡大や提案内容の深化を図るため、内閣府において、以下のような取組が実施されてきた。

#### ○ 都道府県等と連携した地方自治体職員等向けの研修の実施

都道府県や町村会等との連携の下で、座学形式の講義や実践的な演習を通じ、地方公共団体職員による提案に至るまでの取組を支援するための研修が、平成27年以後、毎年、実施されてきた。令和2年からは、対面での研修に加え、オンラインによる研修も行われてきた。

#### ○ 提案検討の支援ツールの充実

提案検討のための実践的なノウハウを掲載した「地方分権改革・提案募集方式ハンドブック」が平成29年より毎年、作成され、すべての地方公共団体に配布されている。また、「提案募集方式」の具体的な成果を分かりやすく解説した「取組・成果事例集」や「提案募集事例動画」が作成され（前者は平成30年、令和2年、令和4年に作成。後者は令和2年から順次、5つの動画を作成。）、内閣府のホームページにおいて掲載されている。

#### ○ 全国ブロック説明会の実施

地方公共団体の地方分権を担当する職員や事業所管課の職員を対象として、「提案募集方式」の制度概要や提案検討のポイント等を説明し、次期の提案につなげるための「全国ブロック説明会」が、平成27年から毎年、実施されてきた。

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(19/22)

### ②提案募集方式の10年の成果等 [つづき]

#### 【ウ 提案のすそ野の拡大、提案内容の深化のための取組の状況】 [つづき]

##### ○ 地方で活躍する職員等のネットワーク化

地方分権改革の旗振り役として積極的に取り組む地方公共団体の職員を、平成28年度から、「地方分権改革の旗手」として登録・ネットワーク化し(令和5年9月末現在で約200名)、内閣府との間や旗手同士の間でのアイデア・情報の共有などが図られている。

##### ○ 地方分権改革アワードの表彰

「提案募集方式」の活用の促進を一層図るため、令和2年度から、他の地方公共団体の模範となる提案を行った団体を、「地方分権改革アワード」として表彰し、周知してきている。

- こうした地道で継続的な取組が、提案を行ったことのある地方公共団体の増加や、提案の熟度の向上に作用し、「提案募集方式」の充実に寄与しているといえる。

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(20/22)

### ③小括

- ②ア・イのとおり、「提案募集方式」による取組を通じて、地方から多くの提案が寄せられ、それらを契機とした義務付け・枠付けの見直しや事務・権限の移譲が着実に進められてきており、当該取組により相当程度成果が挙がってきている。
- また、令和2年から開始された「重点募集テーマ」の設定について、分野横断的に集中して個々の提案への対応を講じることができたといえる。また、例えば、令和3年及び4年のテーマである「計画策定等」への対応が、(3)で述べるとおり、効率的・効果的な計画行政の推進という流れへとつながっており、類似する制度改革等を一括して検討することの契機となるという点においても、意義を見出すことができる。
- 加えて、②ウのとおり、本方式の充実を図るため、提案のすそ野の拡大や提案内容の深化のための取組が並行して進められている。こうした地道で継続的な取組が、提案を行ったことのある地方公共団体の増加や、提案の熟度の向上に作用し、「提案募集方式」の充実に寄与しているといえる。なお、本有識者会議の事務局を担う内閣府では、従来から、国の職員だけでなく、地方公共団体から派遣された職員によって、本方式に係る事務が進められているところ、この点も少なからず、本方式の充実に寄与していると捉えられる。
- さらに、本方式については、地方から制度改革に関する具体的な提案を求め改革につなげる仕組みとして導入され、相当程度定着しており、地方からも、地方分権改革の歩みを着実に進めるものとして評価を得ている。

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(21/22)

### ③小括 [つづき]

- これらの点に照らせば、引き続き、「提案募集方式」による取組を推進し、地方を取り巻く社会情勢の変化に応じて生じる地域課題や全国的な制度に関する支障に適切に対応していくことが求められる。なお、国においては、提案に対応する措置の検討に当たり、今後とも、提案の趣旨を十分に汲み取った上で、制度を活用する者の立場から柔軟に発想することが期待される。
  
- 一方で、本方式に関しては、以下のような課題が挙げられる。
  - 提案を行ったことのある町村の割合は全体の3割弱にとどまっているなど、提案のすそ野が必ずしも十分に拡大しているわけではない。すべての地方公共団体において本方式が活用されることとなるよう、すそ野の拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。
  
  - 地方が提案により求める措置の内容が、複数の提案において共通し、又は類似する場合は、「重点募集テーマ」以外の事項において見受けられることがある。このような場合への対処が「提案募集方式」において適切に図られることとなるよう、検討を行う必要がある。
  
  - 住民サービスの向上を図るための提案が地方公共団体等により行われている一方で、それらの提案が具体的な住民の声に依拠した上でなされているという状況にまでは、至っていない。住民自治の観点から、住民を巻き込んだ形での提案を一層推進する必要がある。

## 2(2) 提案募集方式の導入・推進(22/22)

### ③小括 [つづき]

- 一方で、本方式に関しては、以下のような課題が挙げられる。[つづき]
  - 本方式の成果が住民サービスの向上に具体的に繋がったのかが必ずしも十分に明らかにされているわけではない。成果を住民へ還元し、実感していただくための取組について推進していく必要がある。
  - 地方からの具体的な提案に対する措置の具体的な方向性が国において決定されるまで、複数年度にわたり、進捗状況のフォローアップ及び定期的な公表が行われているが、当該決定までに、提案時の具体的な支障の前提となっていた社会情勢が大きく変化してしまっている場合が見受けられる。一定の期間を重点的なフォローアップの対象期間とすることなどを含め、地方の提案に対する効果的な対応が図られることとなるよう、検討を行う必要がある。
- 「提案募集方式」の推進に当たっては、これらの課題に適切に対応し、取組の深化(アップグレード)を図っていくべきである。

## 2 10年の総括

### (3) 効率的・効果的な計画行政の推進(1/3)

- 計画策定等に関しては、地方分権改革推進委員会による第3次勧告において、国から地方への義務付け・枠付けの中でも特に問題のある分野として、「計画等の策定及びその手続」が示され、これに基づき、第1次及び第2次地方分権一括法により、401条項の義務規定の廃止や努力義務化等の措置が講じられたところである。
- その一方で、計画策定等に関する事務が地方公共団体の大きな負担となっていることが、「国と地方の協議の場」などで指摘されてきた。また、全国知事会からは、国が定める計画等の策定という手法に限らず、具体的な実行手法は地方に委ねることなど、見直しの必要性に関する提言が令和2年に示された。こうした動きを通じ、国・地方の双方において、計画策定等に関する見直しの方向性につき、強い問題意識が共有されるところとなった。
- こうした状況を踏まえ、まず、内閣府において、令和3年の「提案募集方式」に係る「重点募集テーマ」として、「計画策定等」が設定された。  
その上で、地方からの関連する提案に基づき、地方分権有識者会議の提案募集検討専門部会において、各提案の具体的な対応の方向性等につき審議を重ねる過程で、計画策定等に係る諸問題は一年間の議論では不十分であるとの問題意識を有することとなり、「計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について」をとりまとめた。  
地方の自主性・自立性を確保する観点から、計画等の策定及びその手続に係る一般通則的ルールを明確化し、計画の策定等に係る国の働きかけを最小限にすべき旨、指摘している。

## 2(3) 効率的・効果的な計画行政の推進(2/3)

- これを受け、更なる検討を行うため、本有識者会議の下に、「計画策定等に関するワーキンググループ」を開催したところであり、令和4年2月、同WGとして報告書を取りまとめ、本有識者会議として了承した（「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」）。報告書においては、計画策定等に係る諸課題を整理するとともに、見直しの対象につき、計画策定に係る義務規定のみから、努力義務規定や「できる」規定などにまで拡大することや、計画策定等における基本原則などを提言している。
- これを踏まえ、政府においては、いわゆる骨太方針2022の中で、「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。」などの基本原則が盛り込まれることとなった。
- さらに、上述のWGとして、計画策定等に係る見直しの検討に資する国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」に関する報告書等を取りまとめ、本有識者会議として了承した。
- これを踏まえ、政府においては、令和5年3月、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」が閣議決定された。

## 2(3) 効率的・効果的な計画行政の推進(3/3)

- さらに、骨太方針2023においては、「効率的・効果的な計画行政を推進するため、各府省は地方の制度の検討に当たり、まず、計画以外の形式を検討した上で、計画によらざるを得ない場合には、地方六団体への事前説明を行うこと」、「既存計画の統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、毎年、見直しの進捗状況を公表すること」などが明記され、国として計画以外の形式の検討や見直しを継続的に行う方針が示された。
- その後、内閣府から各府省に対し、新たな制度の検討や既存計画の見直し等に当たってはナビゲーション・ガイドに沿った対応が依頼されるとともに、補足事項や地方公共団体の取組事例等をまとめた本有識者会議の報告書に関する周知もなされた。  
また、内閣府において、令和3年以降、法律により計画の策定等が求められている条項数の一覧などが公表されている。
- 今後、ナビゲーション・ガイドに基づき、効率的・効果的な計画行政が推進されるよう、政府においては、実効性ある取組や具体的な見直しが求められている。



## 2 10年の総括

### (4) 改革の成果の継続的・効果的な情報発信

- 広く国民に改革の成果を実感していただくための情報発信の一環として、平成26年以降、毎年、内閣府の主催により、「地方分権改革シンポジウム」が開催されている。同シンポジウムにおいては、有識者の講演等のほか、「提案募集方式」における成果事例の紹介が行われるなど、内容の拡充が漸次図られてきているといえる。一方で、近年は参加者数が頭打ちとなっており、また地方公共団体職員以外の参加が伸び悩んでいるなどの傾向がみられることから、開催趣旨に立ち返った上で、更なる工夫が講じられる必要がある。
- また、(2)で述べたように、内閣府において、「取組・成果事例集」や「提案募集成果事例動画」の作成、公表・公開が行われてきた。これらは、主として地方公共団体の職員向けに作成されたものであることから、今後は、住民への訴求をより一層意識した情報発信へと展開を図っていくことが求められている。
- 加えて、内閣府により、ソーシャルメディア等を活用した情報発信が行われている。簡潔で分かりやすい発信となるように引き続き留意しつつ、取り組んでいくことが期待される。

## 2 10年の総括

### (5) 国と地方の協議の場

- 「国と地方の協議の場」は、国と地方の協議の場に関する法律（平成23年法律第38号）に基づき、地方自治に影響を及ぼす国の政策について、関係各大臣と地方六団体の代表者が協議を行う法定の協議の場として設置されたものである。
- 「国と地方の協議の場」は、着実に開催実績を重ねてきた。これまで、地方分権改革を始め、地方創生、骨太の方針、デジタル行財政改革や予算編成など、国の重要政策について幅広く協議するとともに、新型コロナウイルス感染症対策やこども・子育て政策など、地方を取り巻く様々な課題について、適時に協議を行えるようにしている。こうしたことから、地方からも、実効性のある対話の場として、期待・評価されている。
- なお、国と地方に共通する政策課題については、「国と地方の協議の場」以外にも、関係大臣と地方の代表等の間で、協議や意見交換を随時行っており、これらが相まって、国と地方の円滑な意思疎通が図られているものと考えられる。
- 今後とも、地方分権改革の更なる推進を図る上で、引き続き、「国と地方の協議の場」の活用を始め、国と地方の間での対話の充実を図っていく必要がある。

## 3 今後の対応の方向性

### (1) 継続して対応すべき事項についての方向性(1/5)

#### 【「従うべき基準」の見直し】

- 国が設定する「従うべき基準」は、義務付け・枠付けの一つであり、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、地方公共団体において、当該基準と異なる内容を定めることは許されないものである。

「従うべき基準」については、これまでも、福祉分野を中心に、社会情勢の変化や地域の実情に対応できない場合があり、地方六団体をはじめ、見直しに関する多くの提案が地方から寄せられてきている。

- 地方公共団体が持続可能な行政サービスの提供を行うためには、地域の実情に応じて自らの判断により創意工夫を行いながら地域住民のニーズに応じたサービス提供ができるよう、「従うべき基準」は、真に必要なものに限るべきであり、地方の実情に即した対応ができるよう可能な限り参酌基準化するなどの見直しを行っていくべきである。

#### 【効率的・効果的な計画行政の推進】

- 義務付け・枠付けを必要最小限にするという観点からも、計画策定等は必要最小限とすべきであり、地方の自主性・自立性を確保した効率的な計画行政の推進が求められる。

- そのため、国においては、引き続き、「提案募集方式」による地方からの提案に基づき、個別具体の計画策定等の見直しを行うのみならず、内閣府においては、各府省に対し、ナビゲーション・ガイド等に基づいた適切な検討を求め、その実効性を確保するために働きかけていく必要がある。

## 3(1) 継続して対応すべき事項についての方向性(2/5)

### 【効率的・効果的な計画行政の推進】 [つづき]

- また、内閣府においては、各府省における検討の参考に資するよう、具体的な見直しについての情報を、適宜、他の府省に提供することや、地方公共団体による一体的策定や共同策定等の事例を地方に周知して横展開を図ることなども考えられる。
- 加えて、本有識者会議におけるWGの討議等を踏まえ、実効性ある取組を更に進めることが期待される。

### 【国からの調査・照会業務に係る見直し】

- 国からの調査・照会業務により、地方公共団体における行政サービスの提供に支障が生じているとの指摘もあり、これまでの提案募集においても、関連・類似する調査・照会業務の整理に関する提案があったところである。各府省においては、進展するデジタル技術の活用等を十分に踏まえつつ、当該業務のあり方を含め、その必要性等を吟味した上で、調査・照会の重複の排除や廃止・統合、簡略化、悉皆ではなく抽出による実施など、調査・照会を最小限とし、地方公共団体の負担軽減を図るべきである。

## 3(1) 継続して対応すべき事項についての方向性(3/5)

### 【補助金に関する事務手続等の見直し】

- 補助金については、これまで、地域の実情に合わないような補助要件や地方公共団体に過度な事務を負わせているものに関する提案が寄せられてきており、地方からの改善のニーズが強い。

補助要件に関しては、地方公共団体が、地域の実情を踏まえながら、創意工夫を活かし、事業を実施できるようにすることが適当である。また、地方公共団体や事業者の負担軽減や効果的な事業遂行の観点から、進展するデジタル技術の活用等を十分に踏まえつつ、事務手続の簡素化(必要書類や記載事項の簡略化等)、早期交付等に努めることも重要である。

### 【デジタル化への対応】

- 社会全体のデジタル化の進展や経営資源の制約に伴い、地方公共団体におけるデジタル技術の活用の必要性が一層高まっている。地方行政のデジタル化への対応としては、行政サービスの提供内容、手法に関する活用や、行政手続、行政内部の事務に関する活用が挙げられる。また、デジタル化は、住民自治や公共私連携、地方公共団体間の連携において、知識・情報の共有や課題解決の可能性が広がるなど、組織や地域の枠を越えた取組やサービス、イノベーションの創出につながることを期待される。

## 3(1) 継続して対応すべき事項についての方向性(4/5)

### 【デジタル化への対応】 [つづき]

- さらに、標準化・共通化・効率化を指向するデジタル技術の特性を活かしつつ、デジタル人材の不足という現実も踏まえ、地方公共団体の情報システムや業務プロセス等に関して、全国的な共通基盤や共通機能の整備など、国・地方の間や地方公共団体の間での連携を一層推進していくことが重要である。
- 地方において、デジタル技術を用いたデータの利活用やいわゆるアナログ規制の見直し、国・地方のデジタル基盤の統一化等を図っていくことは、住民へのサービス向上・負担軽減、地方公共団体の業務の高度化・効率化につながり、地方の自主性・自立性を高め、地方分権改革を深化させ得るものといえる。
- このため、今後の取組としては、「提案募集方式」における「重点募集テーマ」として「デジタル化関係」を設定（当該テーマの「提案の視点の例」として、例えば、「書面での申請・報告が義務付けられている手続のオンライン化や改善（様式・帳票等の見直しを含む）」や「デジタル基盤の統一化・共通化」等を記載することなど）した上で、地方の提案に即した措置のあり方を集中的かつ具体的に模索して制度改正につなげることなどを通じて、住民視点でデジタル技術を活用していくといった観点から地方分権改革の推進を図っていくことも考えられるのではないか。

## 3(1) 継続して対応すべき事項についての方向性(5/5)

### 【デジタル化への対応】 [つづき]

- その際、デジタル行財政改革の取組方針においても、国・地方のデジタル基盤の統一化・共通化の加速化が掲げられていることから、必要な連携を取ることが望ましい。

## 3 今後の対応の方向性

### (2) 課題と対応の方向性(1/9)

#### ① 「住民参加」の視点の重視

##### ■ 課題

- 地方分権改革は、この10年にわたる取組を含むこれまでの取組により相当程度成果が現れてきているが、実践段階にある改革を更に前に進めていくためには、あらためて、国民がゆとりと豊かさを実感できるようにするという地方分権の原点に立ち返り、住民が改革の成果を実感でき、地方分権に一層主体的に関わるようになることが求められている。地方分権改革の推進に当たり、地方公共団体の自由度を高める「団体自治」の拡充のみならず、「住民自治」の機運を高め、「住民自治」の拡充を図ることが重要である。
- 今後、経営資源が縮小し、課題が多様化していく中、持続可能な行政サービスの提供体制を構築し、各地域の置かれた状況に応じて、柔軟に対応するためには、住民と情報共有しながら、地域の現状を認識し、将来のあり方を考え、どのようにサービス提供を維持していくのかを住民とともに考えていくことが必要である。こうした観点から、住民の代表機関である地方議会の果たす役割がますます重要となるとともに、住民の政策形成過程への参画を一層推進することが必要である。
- 行政サービスの提供も、行政だけではなく、地域の実情に応じ、公共私を担う多様な主体が連携・協働して役割分担をしながら行っていく必要があり、住民は単なる行政サービスの受益者にとどまることなく、地方公共団体の政策形成に参画し、協働する主体であることが期待されている。



## 3(2) 課題と対応の方向性(2/9)

### ① 「住民参加」の視点の重視 [つづき]

#### ■ 課題 [つづき]

- 今後の改革の推進に当たっても、住民自らが主体的に要望や意見を示す姿勢が望まれる。住民の要望や意見が地方公共団体の提案の基礎となり、その提案が制度改革等に結び付くことにより、さらに豊かな住民生活につながっていくという好循環が生み出されること、そしてこうした好循環の生成が住民の実感を伴うようになることのいずれもが、「提案募集方式」を導入して10年を経過した今こそ、求められている。

#### ■ 対応の方向性(案)

10年にわたり「提案募集方式」を基軸として推進されてきた地方分権改革を、「住民参加」の視点から更に進展させ、住民の理解に裏打ちされたものへと深化させるためには、地方分権改革の取組に係る住民参画の機会の拡大を図り、成果へとつなげるまでの方策と、改革の成果を住民に分かりやすく還元するための方策を、並行して拡充させていくことが重要である。

そのための主な方策としては、それぞれ、以下のものを挙げることができる。

## 3(2) 課題と対応の方向性(3/9)

### ① 「住民参加」の視点の重視 [つづき]

#### ■ 対応の方向性(案) [つづき]

#### 【提案募集に係る住民参画の機会の拡大を図るための主な方策】

##### ○ 提案募集に関する住民参加型ワークショップの充実等の「場」づくり

「住民参加」の視点を重視した地方分権改革を一層推進する観点から、提案募集方式について、地域住民や事業者等の声を地方公共団体等による提案に反映するための手立てが地域において進められることが適当である。

このため、内閣府と地方公共団体の連携の下で、提案の内容や支障事例に関する住民参加型のワークショップや会議体等を開催し、地方からの提案に活かしていただくことを可能とする取組を、全国の複数箇所で開催し、その内容やノウハウ等を全国に周知して横展開を図るべきである。

ワークショップ等の参加者としては、地域住民のほか、様々な地域課題に日々直面しつつ、その解決に向けてご尽力いただいている団体、例えば、自治会や商工会議所・商工会、社会福祉協議会等の地域福祉関係団体、NPO団体、まちづくり団体などが想定される。また、住民自治の拡充のために、役割・機能の発揮が益々期待される地方議会の議員が参加することも考えられる。

## 3(2) 課題と対応の方向性(4/9)

### ① 「住民参加」の視点の重視 [つづき]

#### ■ 対応の方向性(案) [つづき]

#### 【提案募集に係る住民参画の機会の拡大を図るための主な方策】 [つづき]

##### ○ 提案募集に関する住民参加型ワークショップの充実等の「場」づくり [つづき]

なお、地域住民や事業者等にとっては、具体的な支障が国、地方のいずれの制度に依拠するものなのか、判然としない場合が多いと考えられる。地方公共団体においては、上述のようなワークショップ等を開催するに当たり、この点に留意した上での運営が望まれる。

また、地方公共団体においては、住民自治の拡充を図る観点から、こうした「場」づくりにおける実践的な活動の内容をはじめ、提案の状況等について、地方議会に対し、適切に報告や説明を行うことが求められる。

##### ○ 「住民参加」の視点からの提案方法の改善

上述の方策と並行して、地域住民や事業者等の声が提案にどのような形で具体的に反映されたのかが可視化されるための取組が進められることが必要である。

こうした観点から、「提案募集方式」に係る提案様式について更なる見直しを図り、地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等に基づく提案である場合には、その概要についての記載や関連資料の添付を求めることとすることが適当である。

## 3(2) 課題と対応の方向性(5/9)

### ① 「住民参加」の視点の重視 [つづき]

#### ■ 対応の方向性(案) [つづき]

#### 【改革の成果を住民へ還元するための主な方策】

##### ○ 住民サービスの向上につながった取組・成果のとりまとめ

住民が地方分権改革の成果を実感でき、地方分権に主体的に関わるようになる上で、10年にわたる「提案募集方式」による取組が、どのような形で具体的に住民サービスの向上につながっているのか、地域住民や事業者等に裨益したのかなどを明らかにしていくための継続的かつ効果的な情報発信が欠かせない。

そこで、これまでの「提案募集方式」の成果を、地域住民や事業者等の視点に立って、事例ごとに、住民サービスの充実や利便性の向上等につき具体的に分かりやすく紹介するための簡易な広報物の作成を行うことが適当である。この際、関係府省との連携の下で、地域住民や事業者等への効果を定量的に把握し、統計データ等を盛り込むことも効果的であると考えられる。なお、今後の「提案募集方式」により生み出される成果についても、順次、採り入れ、拡充を図っていくべきである。

併せて、平成30年以降、内閣府が、提案のすそ野拡大や提案の熟度の向上に向けた取組の一つとして行っている「取組・成果事例集」の作成についても、同様の観点から工夫を更に講じつつ継続することが適当である。

## 3(2) 課題と対応の方向性(6/9)

### ① 「住民参加」の視点の重視 [つづき]

#### ■ 対応の方向性(案) [つづき]

#### 【改革の成果を住民へ還元するための主な方策】 [つづき]

##### ○ 全国シンポジウムにおけるコンテンツの拡充

国民が改革の意義を実感できるよう、分かりやすい情報発信に継続して努めていくことが重要である。

こうした観点から、内閣府により毎年開催されている全国シンポジウム(地方分権改革シンポジウム)について、地域住民や事業者等からみた「提案募集方式」等の具体的な成果・効果の実例を発表する機会を設けるなど、「住民参加」の視点から充実を図ることが適当である。

##### ○ 活用状況調査の充実

「提案募集方式」により改正された制度等が各地方公共団体において利活用されているかを定量的に把握するための取組として、平成30年度から、内閣府において活用状況調査(注:「地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改正等の活用状況に係る調査」を指す。)が実施されており、同調査の結果を踏まえた総務省行政評価局との連携調査も行われてきている。

同方式の成果が行政事務の効率化・円滑化にとどまらず、住民サービスの向上に寄与する面が少なくないことを踏まえれば、活用状況調査について、制度改正等に関する地域住民・事業者の認知度の向上を図るための取組を調査項目に追加するなど、「住民参加」の視点から見直しが図られることが適当である。

## 3(2) 課題と対応の方向性(7/9)

### ② 他の類似分野への面的な見直しの展開

#### ■ 課題

- 「提案募集方式」においては、具体的な支障に基づく提案に一つ一つ対応してきており、2で述べた成果を踏まえれば、今後も、この手法に基づく改革を推進し、更なる具体的な成果を着実に積み重ねていくべきであるが、一方で、個別の提案に対する措置の方向性等を議論する過程で、複数の提案には共通する課題等が存することに気付かされ、一括して対応する必要がある場合が生じてきている。2(3)で述べた効率的・効果的な計画行政の推進はその一例といえる。また、デジタル技術の進展など社会情勢の変化を踏まえ、分野横断的に検討することが適当な場合も生じてきている。
- こうした状況を踏まえれば、個々の提案への対応に留まらず、趣旨を同じくする課題や支障を有する点で共通する複数の制度等については、諸情勢を踏まえつつ、「提案募集方式」による取組と並行して、その在り方を検討し、見直しを図っていくことが求められている。

## 3(2) 課題と対応の方向性(8/9)

### ② 他の類似分野への面的な見直しの展開 [つづき]

#### ■ 対応の方向性(案)

- 効率的・効果的な計画行政の推進のように、「提案募集方式」において設定される「重点募集テーマ」に即した提案及び対応の状況を踏まえつつ、国において、別途、当該対応で得られた知見を活かして共通的な見直しを図るべき事項(類似する分野での面的な見直しを図るべき事項)をピックアップした上で、地方の意見等を聞きながら当該事項につき見直しに向けて検討を進めることが考えられる。検討に当たっては、地方公共団体はもとより、地域住民、事業者の視点からいかに実効性のあるものにするかなどの観点を踏まえることが重要である。

## 3(2) 課題と対応の方向性(9/9)

### ② 他の類似分野への面的な見直しの展開 [つづき]

#### ■ 対応の方向性(案) [つづき]

- また、2(2)③で述べたように、「提案募集方式」の課題に対応するため、提案の求める措置の内容が共通し、又は類似する複数の提案について、「重点募集テーマ」に含まれないような場合であっても、必要に応じて採り上げて検討することができるよう、同方式の拡充を図ることが考えられる。効果的で効率的な検討につなげる観点から、例えば、関連する提案を追加で受け付け、一括して検討の俎上に載せることが考えられる。

こうした取組は、同方式の拡充を図る点のみならず、将来的に、面的な見直しを図るべき事項として扱い、検討を進めるための契機となる、という点でも有意義であると考えられる。

- なお、「提案募集方式」において令和2年から毎年行われている「重点募集テーマ」の設定については、上述の面的な見直しを図るべき事項をピックアップして検討を進める契機となるという点でも意義を有すると考えられることから、国・地方を取り巻く社会情勢や国・地方を通じた喫緊の課題を踏まえつつ、持続可能な地域社会の形成に資することとなるよう、毎年、適切なテーマを選択していくべきである。



## 3 今後の対応の方向性

### (3) 今後の地方分権改革(1/2)

- 地方分権改革は、国民がゆとりと豊かさを実感できるよう、個性を活かし自立した地方をつくるべく、段階を追って地道に積み上げていくべき息の長い取組である。
- こうした地方分権改革の理念を継承し発展させていくため、住民参加型の地域づくりや、時代に即した国と地方の役割分担などを指向しつつ、地方分権改革の歩みを着実に進めていかねばならない。
- そのためには、「提案募集方式」による取組を引き続き、推進しつつ、同方式に係る住民参画機会の拡大など、「住民参加」の視点をより一層取り入れ、住民が改革の成果を実感できるよう、住民にとって分かりやすい形で進めることが、「住民自治」の拡充を図る観点から重要である。
- 併せて、「提案募集方式」の枠に収まらない論点であって、国として共通して対応すべきものについても、類似する制度等の見直しを図っていくことが期待される。
- また、現在国において積極的に進められているデジタル行財政改革についても、その取組の進展状況等を踏まえつつ、適切に対応をしていくことが期待される。

## 3(3) 今後の地方分権改革(2/2)

- これらの取組が、「国と地方の協議の場」の活用を含め、国と地方の間での対話を重ねながら、着実に図られることにより、国と地方の役割分担の見直しや地方に対する規制緩和が一層進展することとなる。
- 加えて、地方は、住民に身近で総合的な行政主体として、幅広い役割を担っており、「個性を活かし自立した地方をつくる」ためには、その基盤となる地方税財源の充実確保が必要不可欠であり、地方税財政の充実強化に向けた不断の取組も推進されるべきである。
- 地方分権改革は究極的には住民生活の向上のための取組であり、その目指すべきミッションは「個性を活かし自立した地方をつくる」ことである。国・地方の双方が、この10年の成果をしっかりと継承し、更なる進展に向けて地道でたゆまぬ努力を積み重ねていかねばならない。  
地方分権改革の更なる推進に当たり、引き続き、地方分権改革有識者会議において、その方策等について議論・検討を行っていく。